

塩竈市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について

1. 概要

本計画は、公立学校の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」と呼称）第8条に基づき、教育委員会に策定・公表が義務付けられたものです。計画に基づいた教職員の業務量を適切に管理し、健康確保措置を講じることで、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立させ、すべての子供たちへのよりよい教育の実現を目指します。

2. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の必要性について

本計画の策定は給特法第8条の法的義務です。また、教職員の服務監督権者として、長時間勤務により教員が心身の健康を損なわないよう配慮する安全配慮義務を履行するため不可欠です。現状、各教育委員会の取組に差が見られるため、本計画を通じて業務改善の取り組みを「見える化」し、国が掲げる「令和11年度までに月平均30時間程度に削減」という目標達成に向けたPDCAサイクルを組織的に回す必要があります。

3. 本市の教育職員に関する「業務量管理・健康確保措置実施計画」について

(1) 内容

「計画の趣旨・現状」、「目標」、「計画の期間」、「実施する業務量管理・健康確保措置の内容」、「関連する取組、今後のフォローアップについて」の5項目で構成

(2) 目標

※【 】は令和6年度の数値

<時間外在校等時間に関する目標>

- 1箇月平均45時間以下の教育職員の割合を小学校は100%、中学校は80%以上に
にする。 【小82.9%、中43.4%】
- 1年間における時間外在校等時間の月平均時間を小学校では25時間程度、
中学校では40時間程度にする。 【小28時間、中48時間】

<ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標>

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数（小中）を毎年14日以上にする。
【小15.1日、中10.5日、小中13.4日（全期間在職者）】
- 年間14日以上取得した教育職員の割合を毎年70%以上とする。
【小62.1%、中24.1%、小中47.9%】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%以下とする。
【令和7年度以前未実施のため仮の目標値として設定】
- ストレスチェックにおける健康リスクの値を90以下とする。
【令和7年度以前未実施のため仮の目標値として設定】
- アンケート調査の「今現在、教育職員としてどの程度やりがいを感じているか教えて
ください」という質問に対して、肯定的な回答の割合を90%以上とする。
【管理職95.6%、教諭等96.4%（R7.12月実施）】

(3) 計画の期間

令和8年度から10年度の3年間

4. 今後の予定

令和8年1月 市HPに掲載

以降、毎年総合教育会議にて目標の達成状況等を報告

塩竈市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

～教育職員の心身の健康保持を基盤とした「働きがい・働きやすさ」
の向上により、すべての子どものよりよい成長を目指して～

令和8年1月

塩竈市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	4
3	計画の期間	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学校に求められる役割が拡大しており教育職員（校長・教頭・主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・常勤講師を指す）に過度な業務が強いられている現状にある。本市においても中学校を中心に教育職員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは、子どもたちの学びや育ちを支える教育職員の心身の健康に影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。

子どもたちの健やかな成長を支えるよりよい学校教育を推進するには、学校の働き方改革を進め、教育職員一人一人の心身の健康保持と、「働きがい・働きやすさ」が両立する職場環境を整備することが重要である。特に教育職員が子どもたちと向き合う時間、自らの資質・能力の向上のための研修を行う時間、さらには同僚と語り合う時間を確保するための業務量削減は喫緊の課題である。

第2期塩竈市教育振興基本計画において目指すべき姿として掲げている「多くの先人を育んできたふるさと塩竈を愛し、豊かな心と健やかな体を育みながら、未来に羽ばたく塩竈っ子の育成」を実現するためにも、働き方改革の推進の加速化が急務となっている。

本計画は、市立学校の教育職員一人一人がやりがいをもって本来の職務に専念できる環境を整備し、すべての子どもたちのよりよい成長につながる学校教育を実現するために策定するものである。

(2) 本市の現状

本市教育委員会では、これまで「塩竈市立学校における働き方改革推進計画」に基づき、毎月の市校長会や教頭会において市の教育職員の時間外在校等時間の傾向等についてデータを示しながら呼び掛けるなどして、教育職員の在校等時間の管理及びその縮減に取り組んできた。また、チラシ等配布物の精選や時間外アナウンス機能や録音機能のある電話機を令和7年度までに全校設置するなど、具体的な施策により働き方改革を推進してきた。これらの取組は一定の成果が見られているものの、本市における時間外在校等時間の縮減は緩やかであり、期待するスピード感で改善されているとは言えない。過去3年間の実績は次のとおりである。

① 時間外在校等時間の状況

【令和4～6年度の時間外在校等時間】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	月平均	30時間19分	29時間4分	28時間22分
	月45時間を上回る割合	17.7%	16.6%	17.1%
	月80時間を上回る割合	2.4%	0.6%	0%
中学校	月平均	55時間43分	48時間53分	48時間1分
	月45時間を上回る割合	65.7%	59.4%	56.6%
	月80時間を上回る割合	11.8%	10.4%	7.5%

時間外在校等時間の状況(①参照)については、月の平均時間が年々減少してきているものの、令和6年度において、月平均45時間を上回る教育職員の割合が、小学校で17.1%、中学校で56.6%となっており、特に中学校では速やかな対応が必要な状況にある。

② 年次有給休暇の取得状況

【年間の年次有給休暇の平均取得日数(全期間在職者)】

※小数点第2位を四捨五入

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	12.9日	15.5日	15.1日
中学校	8.7日	11.8日	10.5日
全職員	11.3日	14.0日	13.4日

【年間の年次有給休暇の14日以上の教育職員の割合(全期間在職者)】

小数点第2位を四捨五入

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	44.4%	60.1%	62.1%
中学校	15.3%	32.9%	24.1%
全職員	33.2%	49.8%	47.9%

③ ストレスチェック(令和8年度より実施予定)

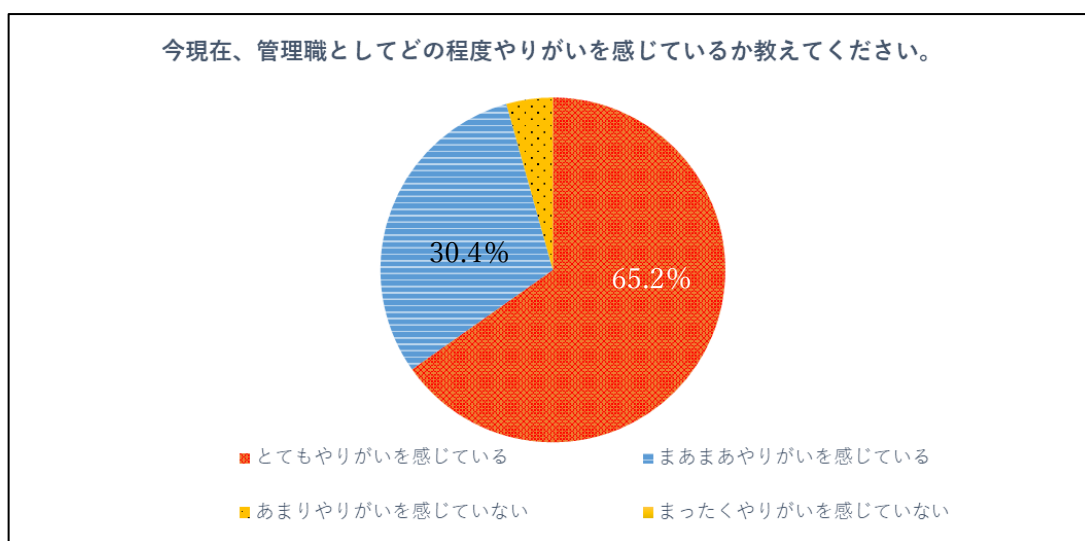
これまで本市教育委員会(以下、市教委)として教育職員を対象としたストレスチェックを実施しておらず、傾向を把握できていない。健康確保の観点から、今後は定期的実施し、現状を的確に把握していく必要がある。

<参考>

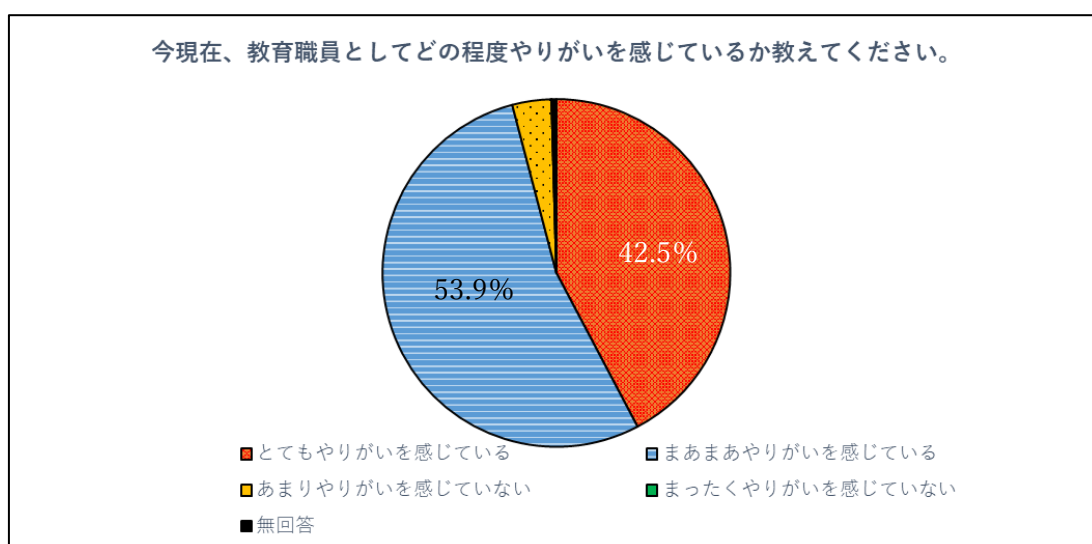
公立学校共済組合が実施したストレスチェックのデータ分析結果によると、公立学校教育職員全体の高ストレス者割合は上昇傾向にあり、令和6年度における小中高の教育職員の高ストレス者の割合は過去最高で11.7%となっている。

④ アンケート調査（令和7年12月実施）

【管理職（校長・教頭）】



【教諭等】



このような本市の状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

令和10年度までの3年間で、本計画において以下の目標の達成を目指す。

※【 】内は令和6年度の数値

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月平均45時間以下の教育職員の割合を小学校は100%、中学校は80%以上にする。

【小82.9%、中43.4%】

- 1年間における時間外在校等時間の月平均時間を小学校では25時間程度、中学校では40時間程度にする。

【小28時間、中48時間】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

① 年次有給休暇

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数(小中)を毎年14日以上にする。

【小15.1日、中10.5日、小中13.4日(全期間在職者)】

- 年間14日以上取得した教育職員の割合を毎年70%以上とする。

【小62.1%、中24.1%、小中47.9%】

② ストレスチェック(現在未実施のため、令和8年度の数値から目標設定)

- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%以下とする。

※仮の目標であり、令和8年度中の数値から目標値を設定

【令和7年度以前未実施】

- ストレスチェックにおける健康リスクの値を90以下とする。

【令和7年度以前未実施】

③ アンケート調査

- 「今現在、教育職員としてどの程度やりがいを感じているか教えてください」という質問に対して、4段階で肯定的な回答の割合を90%以上とする。

【肯定的な回答 管理職95.6% 教諭等96.4% (R7.12実施)】

3 計画の期間

令和8年度から令和10年度(3年間)

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として以下の内容に取り組む。

(1) 人材活用・組織体制の強化

① 学校ボランティアの拡充

令和 8 年度中に市内各校のボランティアの現状及び要望を調査し、拡充の方向性に資する市教委の役割を明らかにする。

② 学年担任制の検討・推進

空き時間の創出や若手教育職員のサポート体制の構築などによる負担軽減が期待できる学年担任制について、令和 8 年度中に先行導入校における成果と課題を共有する。このことにより、学年担任制の効果的な活用についての共通理解を図り、各校の主体的な導入が可能な環境を整える。

③ 小学校における教科担任制及び中学校における効果的な縦割り授業等についての検討

小学校における学びの質の向上と教育職員の持ち時数の縮減につながると思われる教科担任制について、令和 8 年度中に先行導入校における成果と課題を共有する。また、中学校における学びの充実につながる縦割り授業などについての情報収集を行う。このことにより、各校の主体的な導入が可能な環境を整える。

(2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

① 時間外在校等時間が 80 時間を超える又は 3 カ月連続 45 時間以上となった教育職員に対しては、管理職等が面談をし、教育委員会が指定した医師による面接指導を受ける希望があるかを確認する。

また、100 時間を超えた場合は、医師による面接指導を強く勧める。

② 11 時間を目安とする勤務間インターバル確保の考え方の普及を図る。

③ ストレスチェック実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善に生かす。

④ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるように各校で雰囲気づくりを進める。年度初めに管理職から、心身のリフレッシュを目的とした取得も、相互にコミュニケーションを取りながら積極的にして構わないことを伝えるなどして、取得を促進する。

⑤ 各校における定時退庁日（管理職が必要と認めた以外は時間外在校

業務を行わない日)を月に最低1回以上、各校の実態に応じて設定する。

- ⑥ 夏季休業期間中の一斉閉校期間が一定のまとまった期間となるよう10日間以上を条件に閉校期間の設定を行う。
- ⑦ 夏季・秋季・冬季・年度末・年度始等の長期休業において、市教委はもちろんのこと、各校においても行事や研修会、会議等をできるだけ持たない方向で年間計画の見直しを進める。

(3)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

イ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

【「3分類」①関係】

- ・児童生徒が学校に登校する時間を各地域の実情や校種の特色を踏まえつつ、教育職員の勤務時間に登校時間を合わせる方向での見直しを各校で進める。
- ・スクールガードリーダーや見守り安全サポーターによる通学路の見守り活動を一層推進する。

ロ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

【「3分類」②関係】

- ・放課後における見回りについてはスクールガードリーダーや青少年相談センター等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ハ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)

【「3分類」③関係】

- ・小学校においては、令和8年度から給食費の無償化がスタートするものの、中学校においては、明確な時期が示されていないことから、今後の国の動向を注視し検討していく。
- ・学校徴収金全体の公会計化に向け令和10年度までに実現に向けた計画を確定させる。

ニ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

【「3分類」⑤関係】

- ・青少年相談センターの機能を拡充することで保護者等からの過剰な苦情等に対応する市教委の相談機能をより一層充実させる方向を検討する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

イ 調査・統計等への回答

【「3分類」⑥関係】

- ・令和10年度以降に県域において導入予定の新校務支援システムの機能等について、市から学校に発出される調査の回答等に係る事務負担が軽減される選定を目指す。
- ・令和8年度中に教育職員の業務削減に関する市内共通の実施項目について事務の共同実施における検討を一層進める。

ロ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 【「3分類」⑨関係】

- ・学校プールについては令和12年度までに順次閉鎖を目指す。それに伴う外部施設における水泳指導の補助員としての外部指導員の活用についても学校の意見を聴取しながら検討する。

ハ 部活動

【「3分類」⑬関係】

- ・令和10年度中に、全ての部活動の休日の地域展開を実施する。（令和8年度入学生徒3年時の中総体等が終了後に地域展開を実施する）そのための指導者に支払う謝金についての予算検討を進める。
- ・指導員については小学校教員も含め市内外問わず幅広く募集する。指導員への謝金については、市で最低部分の予算化を図るとともに、保護者負担の基準を令和9年度までに策定する。
- ・中学校教育職員については本人の希望による指導員就任は妨げない。また、競技等毎に各中学校の顧問教師が市の動向を確認しながら、令和10年度の地域展開に向け、現顧問としてどのように関わるか等について市の担当部局と連携を強めながら協議を進める。
- ・平日の部活動については、可能な限り勤務時間内の活動となるよう活動時間等の適正化を図る。その際に、時間外在校等時間に関する2つの目標（月40時間程度、月45時間以内の教育職員の割合を80%以上とする）の実現に向け各校で検討を進め、令和10年度には確実に実施することとする。また、開始時間を早めるため清掃の回数、昼休み等の時間についても検討することとする。
- ・以上の観点を踏まえ、順次部活動ガイドラインの見直しを進める。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

イ 授業準備、学習評価や成績処理

【「3分類」⑮⑯関係】

- ・令和10年度以降の新校務支援システムの県域での導入に合わせ、自動採点技術等の活用も含め、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担の軽減を検討する。

ロ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

【「3分類」⑲関係】

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加率を高め、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(4) その他

① 年間総授業時数

- ・学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合(小4以上は年間で1,086単位時間以上)には、指導体制に見合うものとなるよう徹底する。

② 諸活動の見直し

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。そのために好事例を既に実施している学校の取組を共有する。
- ・勤務とならない夜間の会議や巡視、土日のイベント等の業務の在り方についての検討を進める。

③ デジタル技術の活用

- ・デジタル技術の活用により、校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」を令和8年度に各校で実施し、自己点検の達成状況を令和8年度の結果を基準に向上を目指す。
- ・朝の打合せ、職員会議等の時間短縮・回数削減に向けたICT活用を一層進めるために、市内の先進的な事例の共有化を図る。
- ・市教委への報告文書等について、メールからより利便性の高いドライブ等による報告への見直しを検討する。

④ 電話関係

- ・時間外アナウンス機能や録音機能のある電話機を令和7年度までに全校に設置した。今後、各校の実情を踏まえながら、時間外アナウンス機能の設定時間や録音機能の活用について学校の負担軽減に資する方向で検討を進める。

⑤ 文書削減

- ・市教委からの発出文書の更なる精選を図るとともに、各校においてプリントアウトする文書から県や国の文書を除く(必要な場合は画面で確認)ことを推奨する。
- ・家庭配布文書を原則すべてメールまたはHPに掲載とする方向で、各校での検討を進める。

- ⑥ 出退勤管理及び集計の効率化
 - ・令和 10 年度以降に予定されている新校務支援ソフトの選定に当たっては、現在教頭職が行っている集計業務を市教委で行えるシステムとなるよう働き掛けるなど、出退勤管理やサービス管理の処理をより効率化し、学校の負担軽減と労務管理の更なる適正化を図ることを目指す。
- ⑦ 市教委の研修会・会議のオンライン化、研修のオンデマンド化
 - ・令和 8 年度中に市教委が関わる研修会、会議等の中でオンライン化、オンデマンド化できるものがないかを検討し、令和 8 年度中から随時実施する。
- ⑧ 校内研修時間の確保に向けて
 - ・教育職員の働きがいの向上に向けて、児童生徒を早めに帰宅させ全教職員が参加できる授業研究会・研修会の設定、教材研究の時間等を定期的に設けられるように各校において日課表の工夫を行うように推奨する。
- ⑨ P T A 総会等での保護者理解の推進
 - ・P T A 総会等において、教育職員の働き方改革の意義や内容に関する市教委からの文書を配布する。
- ⑩ 令和 7 年度実施の「学校業務改善支援事業」（県事業）の活用
 - ・実施校 2 校の成果と課題を市内小中学校に普及する中で市内小中学校全体の働き方改革を一層推進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度見直しを図りながら、市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 現場の教育職員も参加できる懇談会を開くことなど、現場の声がより反映されるように配慮する。
- (3) 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で今後実施予定のストレスチェックの結果及びアンケート調査等から把握する。
- (4) 市教委において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や業務の持ち帰り、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、先進的な取組をしている学校の好事例の共有を図る。また管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- (6) 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (7) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。